

# 厩舎(岐南第4区画)新築工事

## 解体仕様書

### I 工事概要

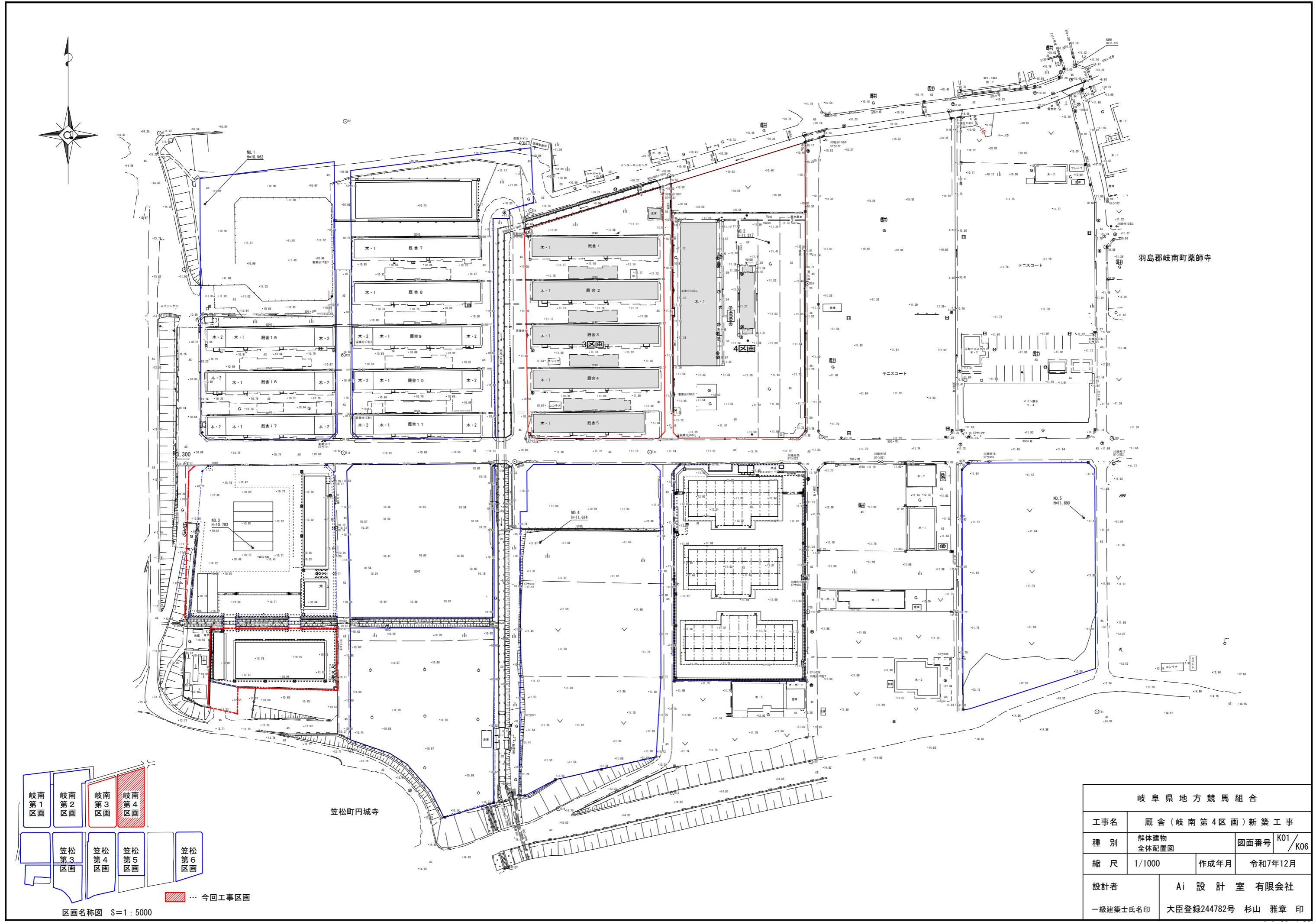
1. 工事場所 岐南4区画 岐阜県羽島郡岐南町薬師寺8丁目28番, 29番, 30番, 31番, 32番, 33番, 34番, 35番

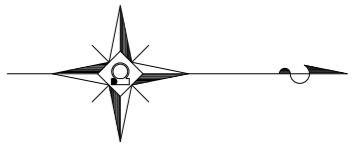
2. 敷地面積 岐南4区画 3,392.42 m<sup>2</sup>

3. 工事種目 厩舎, 付属棟及び宿舎の解体

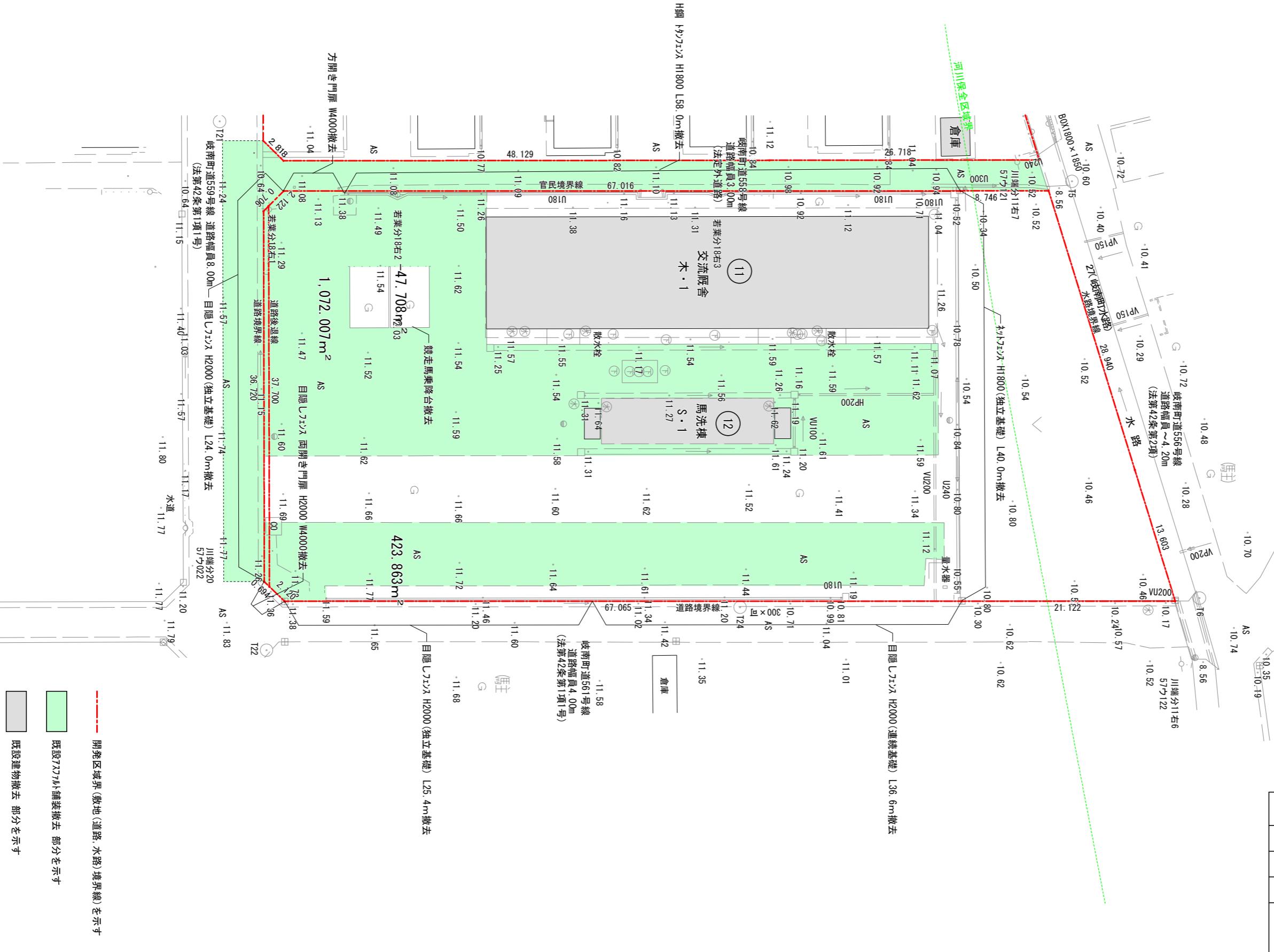
章	項目	特記事項
① 一般共通事項	II 建築解体工事仕様	<ul style="list-style-type: none"> <li>提出完成図 A2版二つ折り製本 1部</li> <li>保全に関する資料 提出 ※1部</li> <li>施工図 (・監督員の指示による ) 提出 ※電子納品に収納 原図及びその複写図1部</li> <li>施工計画書 (・監督員の指示による ) 提出 ※電子納品に収納 1部</li> <li>本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。</li> <li>製作図等で原図として提出が出来ないものは、原図に代わるものとしてよい。設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出し、監督員の承諾を受ける。</li> </ul> <p>「營繕工事電子納品要領」(令和5年4月改訂版)による。</p>
12 営繕工事電子納品		
⑬建設機械		<p>1) 本工事においては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正 平成20年3月28日国土交通省告示第361号)に基づき指定された建設機械を使用する。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議の上、必要書類を提出するものとする。</p> <p>2) 本工事においては「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日国総施第215号、最終改定 平成28年8月30日国総環第6号)に基づき指定された建設機械を使用する。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年建設技術評価制公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策機械と同等とみなす。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>排出ガス対策建設機械、又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。</p>
⑭事故報告		工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通知するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。
⑮養生その他		工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共、在来にならない補修する。 ⑯粉じん対策 粉じんが発生する場合には、集塵機を設置すること。 工事車両の洗車及び道路の清掃を行うこと。 搬出時等は、周辺道路への土砂等飛散防止に努めること。
⑰安全対策		工事車両の出入口及び出隅部分に透明板の仮囲いや赤色灯を設置すること。 ⑯騒音対策 隣地境界地點において騒音振動測定器を設置し、測定管理すること。 ⑰夜間照明 仮囲い上部に仮設夜間照明を設置すること。
⑯書類の書式等		本工事の施工に関して提出する書類は、発注者が受注者に提示する「工事施工にかかる提出書類について(依頼)」様式に基づき作成する。
⑰下請施工業務		本工事において、下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を岐阜県内に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する主たる営業所含む。)を有する者の中から選定するよう努めること。
⑱産業廃棄物の適正処理		産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、監督員の指示に従い、産業廃棄物の関連書類の提出及び確認並びに処理施設の現地確認並びに建設廃棄物処理状況の管理を行い、産業廃棄物の最終処分に至るまで適正に処理されていることを確認すること。
⑲下請業者等		下請業者の選定に当たっては岐阜県入札参加資格停止の処置がなされていないこと。
⑳暴力団の排除措置		妨害又は不当介入に対する通報義務
⑪ワンダーレスpons		<p>1) 受注者は、契約の履行に当たって暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不當若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。</p> <p>2) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。</p>
⑫軽微な変更等		1) 本工事はワンダーレスpons実施対象工事とする。 「ワンダーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうちに」に回答する仕組みである。
⑬事故防止策		<p>2) 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督員に報告するものとする。</p> <p>3) 実施に当たっては、「ワンダーレスpons実施要領」(農計第531号、林第815号、技第584号平成23年3月31日通知)に基づき実施するものとする。</p>
⑭安全施設の使用・設置		現場の納まり、取り合い等の関係による協議の中で、形状寸法の軽微な変更是、監督員の指示による。なお、この場合請負金額の変更是行わない。
⑮安全施設の使用・設置		安全施設の使用・設置
⑯安全施設の使用・設置		安全施設の使用・設置は関係法令等を順守するほか次のとおり請じなければならない。 1) 原則、昇降用梯子で作業しないこと。ただし、やむを得ず作業する場合、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。 2) 墜落防止用器具は一連の作業において親綱の架け替え等が生じる場合、本作業用、補助用の2丁掛としなければならない。
⑰定期安全訓練・研修等		定期安全訓練・研修等
⑱受注者による定期安全訓練・研修等		受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。 さらに、工事内容や現場状況に応じて、過去の事故事例集(下記URL参照)の活用により、工事現場で予想される事故防止対策を必ず実施すること。
⑲安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育		1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
⑳当該工事内容等の周知徹底		2) 当該工事内容等の周知徹底
㉑工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底		3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
㉒当該工事における災害対策訓練		4) 当該工事における災害対策訓練
㉓その他、安全・訓練等として必要な事項		5) その他、安全・訓練等として必要な事項 <a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11444.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/page/11444.html</a>
㉔岐阜県地方競馬組合		
㉕工事名	厩舎(岐南第4区画)新築工事	
㉖種別	解体特仕様書1	図面番号 KT01 / KT02
㉗縮尺	---	作成年月日 令和7年12月
㉘設計者	Ai 設計室 有限会社	
㉙氏名印	大臣登録244782号 杉山 雅章 印	

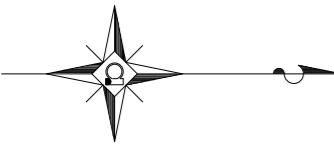
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	
①	工事着手前協議	受注者は工事請負契約後直ちに設計図書を照査し、受注者及び発注者側が現場状況を確認の上、設計と現場との整合性及び問題点を整理した後に、工事着手前協議を発注者側の発議により開催するものとする。なお、立会者は発注者側が指定する。	④	建設廃棄物の処理	なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は、および算定条件を設定しているが、工事請負契約書「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものとあるため、発注者が核算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。	5	特別管理産業廃棄物の処理等	【解5.1.2】 分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類 採取する部位又は箇所等 採取する数量	6	施工調査	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定
②	①騒音・粉じん等の対策	騒音・粉塵等の対策 ※防音パネル ①防音シート・養生シート等 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・図示による ・	②足場等	【解2.2.1】 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2) (2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ①設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・) ・設置しない 防護シート ①設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・) ・設置しない 内部足場 ・設置する（※脚立、足場板等 ・） ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別（A種・B種・C種・D種・E種） C種：利用可能なエレベーター（・図示による ・） D種：利用可能な階段（・図示による ・）	【解2.2.2】[改2.2.1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2) (2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ①設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・) ・設置しない 防護シート ①設置する (設置範囲 ・工事に必要な範囲 ・図示による ・) ・設置しない 内部足場 ・設置する（※脚立、足場板等 ・） ・設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別（A種・B種・C種・D種・E種） C種：利用可能なエレベーター（・図示による ・） D種：利用可能な階段（・図示による ・）	【解5.4.1】 調査 处理施設の名称等 所在地等	【解5.4.1】 分析調査 ・第一次判定 現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及び分析の要否を判定する。 採取箇所数：計（ ）箇所 採取箇所：※図示（図面（ ）による） ・第二次判定 専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う。 分析個数：計（ ）箇所	7	特別な建設副産物の処理	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定	
③	既存部分の養生	既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。	5 監督職員事務所	既存部分建物の一部を使用する。 ・構内既存建物の一部を使用する。 ・構内に新設する。 規模(m <sup>2</sup> )程度 10 20 35 65 100	6	再資源化等	【解4.1】 建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地	8	石綿含有吹付け材の除去	【解6.3.1~4】 除去対象範囲 ・図示による ・ 除去工法 ※[解6.3.2](1)による ・ 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※温潤化 ・固化形 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定
④	建設廃棄物の処理	①事前措置 浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物等の回収 ・行う（[解3.2.1(1)]による） オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の回収 ・行う（[解3.2.1(2)]による） 2 桁の解体 杭の解体 ※行う ・行わない 杭の解体工法 ・引抜き 引き抜いた杭の処理 ・図示による ・破砕 3 さく、照明設備等の付属物の解体 ※行う ・ 4 樹木等 樹木の伐採抜根及び移植 ※行う ・ 5 地下埋設物、埋設配管 地下埋設物及び埋設配管の解体 ※行う ・ 6 解体後の整地 解体後の埋戻し及び盛土 ①行う（各層30cm程度毎に締め固めること） 整地高さ ・現状GL 種別 ・A種 適用場所（ ） ・B種 適用場所（ ） ・C種 適用場所（ ） ・土質（ ） ・受渡場所（ ） ・D種（細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。） 適用場所（ ） ・行わない ・撤去する配管（断熱材被覆鋼管を含む）、ダクト等の保温は分離する ②発生材の処理等 注）以降4章及び5章に示す内容については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、提示する施設と異なる場合は、監督員と協議する。 ※再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書の提出 建設リサイクル法の実施に係る岐阜県指針に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を監督員に提出するものとする。 なお、計画書及び報告書は「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」により作成したものとする。 ※特定建設資材の再資源化等 工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法第104号）以下「建設リサイクル法」という。施行令又は、都道府県が条例で定める建設工事等であって、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずることとする。	④	建設廃棄物の処理	【解3.1】 建設廃棄物の種類 中間処理施設等の名称等 所在地	9	石綿含有成形板の除去	【解6.4.1~4】 除去対象範囲 ・図示による ・ 除去工法 破砕して除去 ・手ぼらし 除去した石綿含有成形板等の飛散防止 ※温潤化 ・固化形 除去した石綿含有成形板等の処分 ・埋立処分（管理型最終処分場） ・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑤	施工調査	【解5.1.1】 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 ・行う 対象箇所 ・フランジ用ガスケット（ダクト） ・配管用成形保材 撤去方法 ※図示による	10	施工調査	【解6.1.1】 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する 調査範囲（ ） ・図示による 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクリチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリンソイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法	11	施工調査	【解7.1.3】 分析調査 ・行う 分析対象 ・図示による ・	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑥	石綿含有建材の除去等	【解4.1】 種類 再利用する箇所等	12	施工調査	【解6.1.3】 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査する 調査範囲（ ） ・図示による 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクリチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリンソイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法	13	施工調査	【解7.3.1】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑦	建設発生土の処理	【解4.2】 種類 所在地等	14	石綿粉じん濃度測定	【解6.1.4】 石綿粉じん濃度測定 測定期、場所及び測定点	15	施工調査	【解7.1.3】 分析調査 ・行う 分析対象 ・図示による ・	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑧	建設発生土の処理	【解4.3】 種類 処理施設の名称等 所在地等	16	石綿粉じん濃度測定	【解6.1.4】 石綿粉じん濃度測定 測定期、場所及び測定点	17	特殊な建設副産物の処理	【解7.1.3】 分析調査 ・行う 分析対象 ・図示による ・	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑨	建設発生土の処理	【解4.4】 種類 所在地等	18	石綿粉じん濃度測定	【解6.1.4】 石綿粉じん濃度測定 測定期、場所及び測定点	19	特殊な建設副産物の回収及び処分	【解7.3.1】 冷媒（フロン類）の回収 業務用冷凍空調機器（第1種特定製品）は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の定めに従って行う。 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）の対象となるものは、同法の定めに従って行う。	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑩	建設発生土の処理	【解4.5】 CCA処理木材 ・中間処理施設で処理 ・ひ素、カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 ・ひ素、カドミウム含有又は石綿含有せっこうボード以外のせっこうボード ・管理型最終処分場で埋立処分 ・再資源化施設で再資源化	20	建設発生土の処理	【解4.5】 CCA処理木材 ・中間処理施設で処理 ・ひ素、カドミウム含有せっこうボード ・製造業者に回収を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 ・ひ素、カドミウム含有又は石綿含有せっこうボード以外のせっこうボード ・管理型最終処分場で埋立処分 ・再資源化施設で再資源化	21	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑪	建設発生土の処理	【解4.6】 種類 処理施設の名称等 所在地等	22	建設発生土の処理	【解4.6】 建設発生土の処理	23	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑫	建設発生土の処理	【解4.7】 種類 所在地等	24	建設発生土の処理	【解4.7】 建設発生土の処理	25	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑬	建設発生土の処理	【解4.8】 種類 所在地等	26	建設発生土の処理	【解4.8】 建設発生土の処理	27	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑭	建設発生土の処理	【解4.9】 種類 所在地等	28	建設発生土の処理	【解4.9】 建設発生土の処理	29	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑮	建設発生土の処理	【解4.10】 種類 所在地等	30	建設発生土の処理	【解4.10】 建設発生土の処理	31	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑯	建設発生土の処理	【解4.11】 種類 所在地等	32	建設発生土の処理	【解4.11】 建設発生土の処理	33	施工調査	【解7.1.3】 次の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。 ・フロン 対象機器名称（ ） ・ハロン 対象機器名称（ ） ・イオン化式感知器 対象機器名称（ ） ・六つ化硫黄(SF <sub>6</sub> )ガス 対象機器名称（ ） ・PFOS 対象機器名称（ ）	測定方法 ・自動測定器による測定	測定方法 ・測定4 粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウント、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定		
⑰	建設発生土の処理	【解4.12】 種類 所在地等	34	建設発生土の処理	【解4.12】 建設							



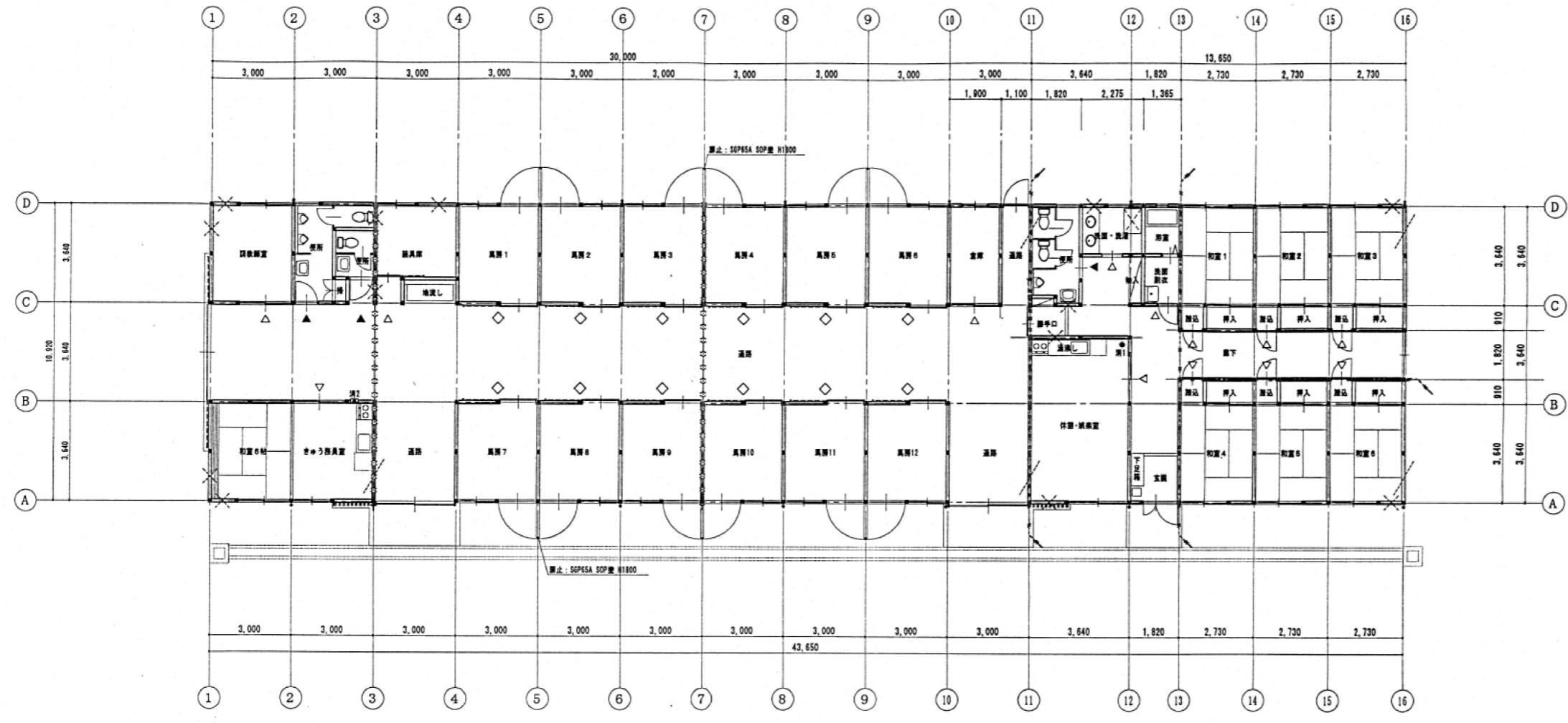


岐阜県地方競馬組合		厩舎(岐南第4区画)新築工事		K02 / K06
工事名	種別	新設建物(現況平面図) 岐南4区画配置図	図面番号	
縮尺	1/400	作成年月	令和7年12月	
設計者 一級建築士氏名印		Ai 設計室有限公司 大臣登録244782号 杉山 雅章 印		



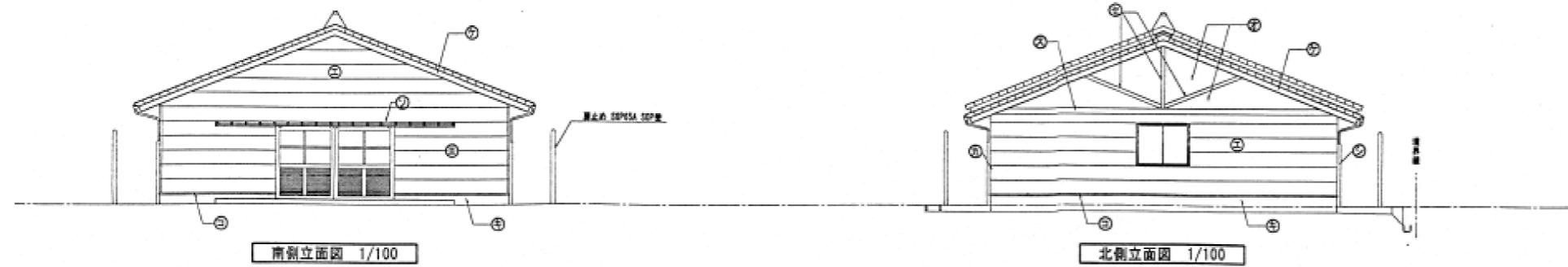
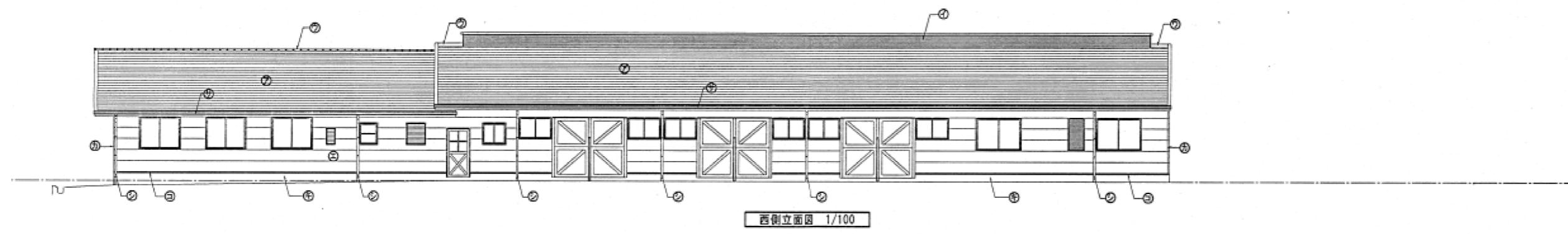
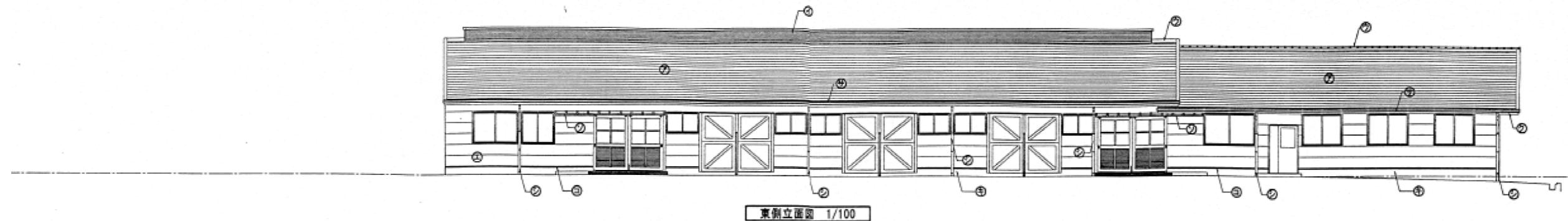


4区画	11	1	旧交流厩舎	W造	43.65*10.92	=	476.6580	476.66	
	12	1	馬洗棟	S造	14.4*3.00	=	43.2000		
				CB造	1.48*2.93*2	=	8.6728		
						計	51.87		



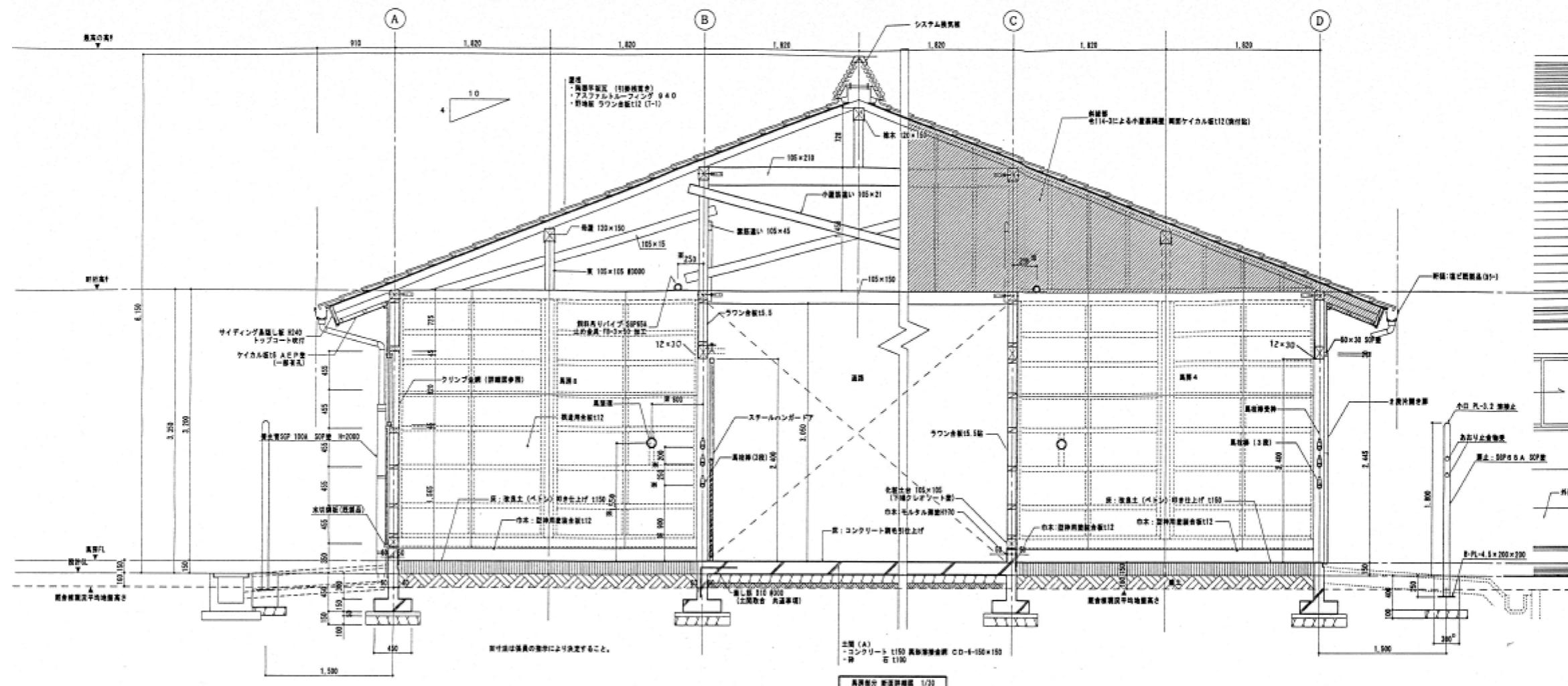
平面図 1/100

岐阜県地方競馬組合			
工事名	厩舎(岐南第4区画)新築工事		
種別	解体建物 11 旧交流厩舎 1階平面図	図面番号	K03 / K06
縮尺	1/200	作成年月	令和7年12月
設計者			Ai 設計室 有限会社
一級建築士氏名印			大臣登録244782号 杉山 雅章 印

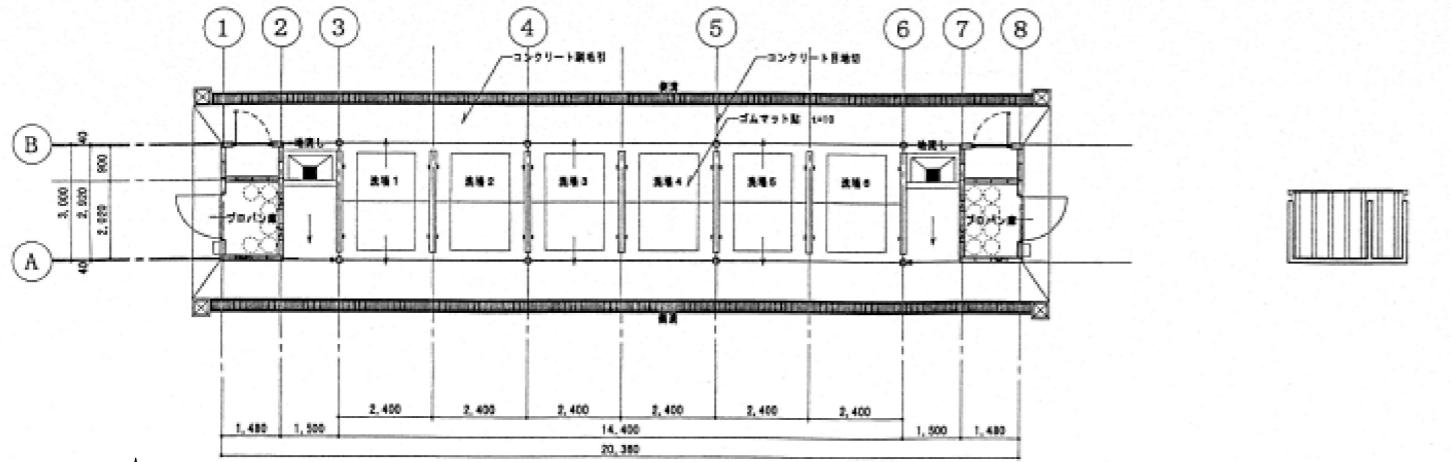


岐阜県地方競馬組合

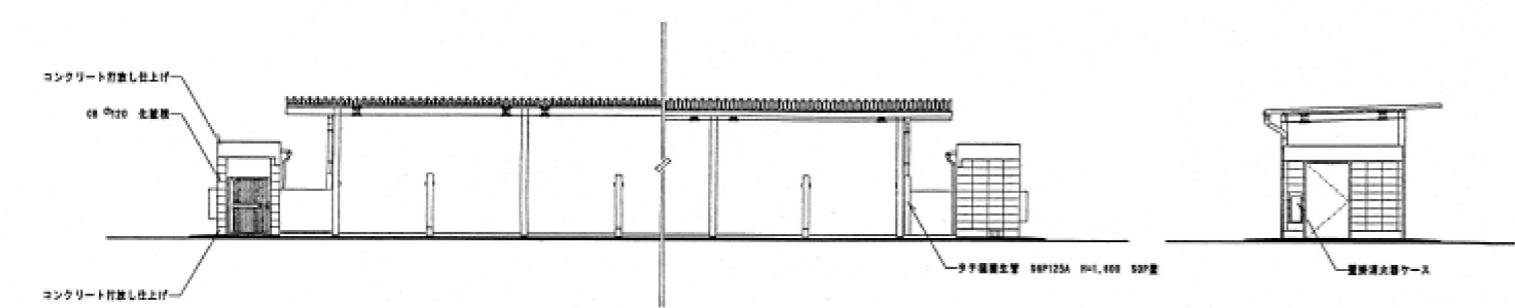
工事名	厩舎(岐南第4区画)新築工事		
種別	解体建物 11 旧交流厩舎 立面図	図面番号	K04 / K06
縮尺	1/200	作成年月	令和7年12月
設計者	Ai 設計室 有限会社 一級建築士氏名印 大臣登録244782号 杉山 雅章 印		



岐阜県地方競馬組合				
工事名	厩舎(岐南第4区画)新築工事			
種別	解体建物 11 旧交流厩舎 矩形図		図面番号	K05 / K06
縮尺	1/60	作成年月	令和7年12月	
設計者		Ai 設計室 有限会社		
一級建築士氏名印		大臣登録244782号 杉山 雅章 印		

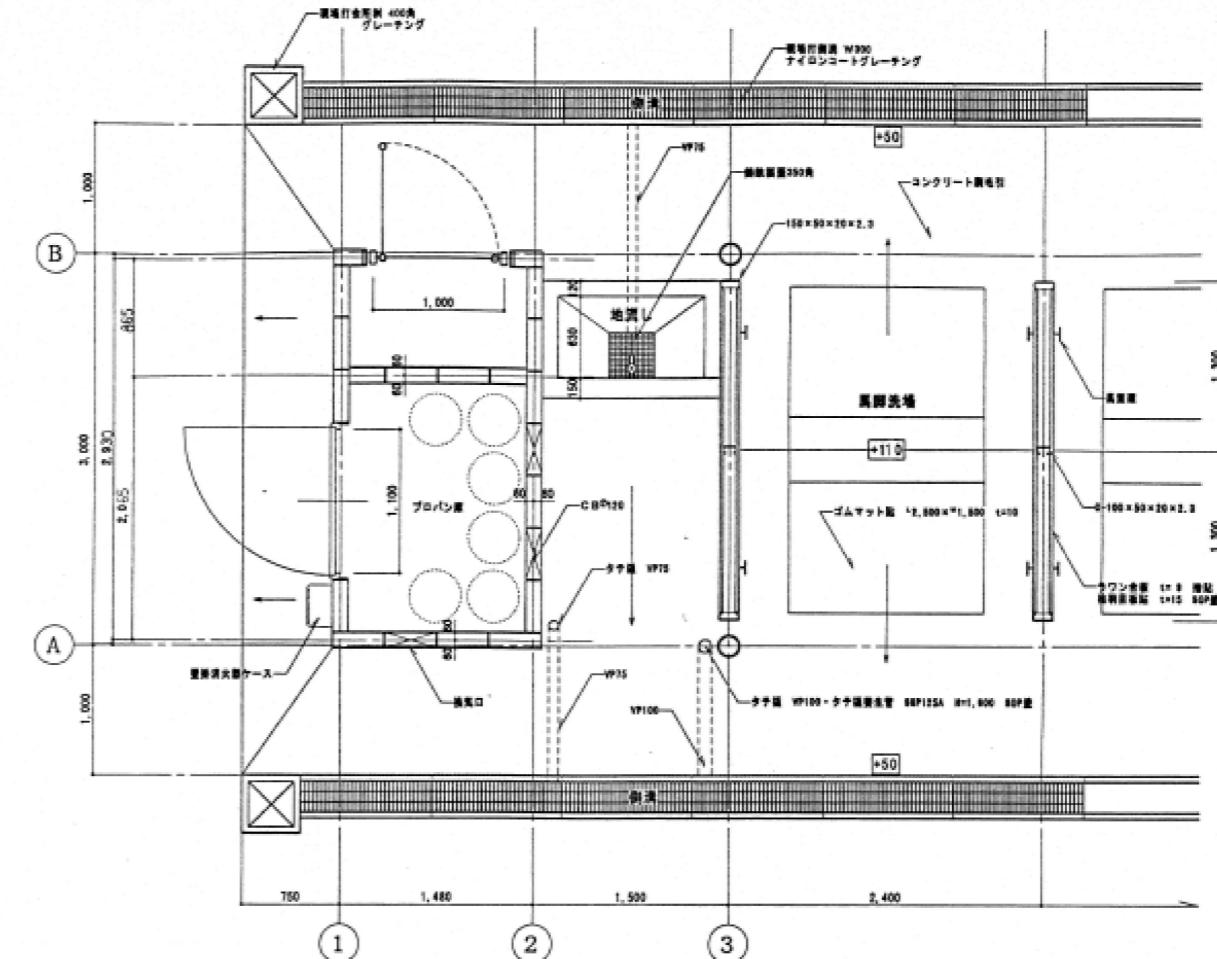


プロパン庫 屋根伏図 1/100

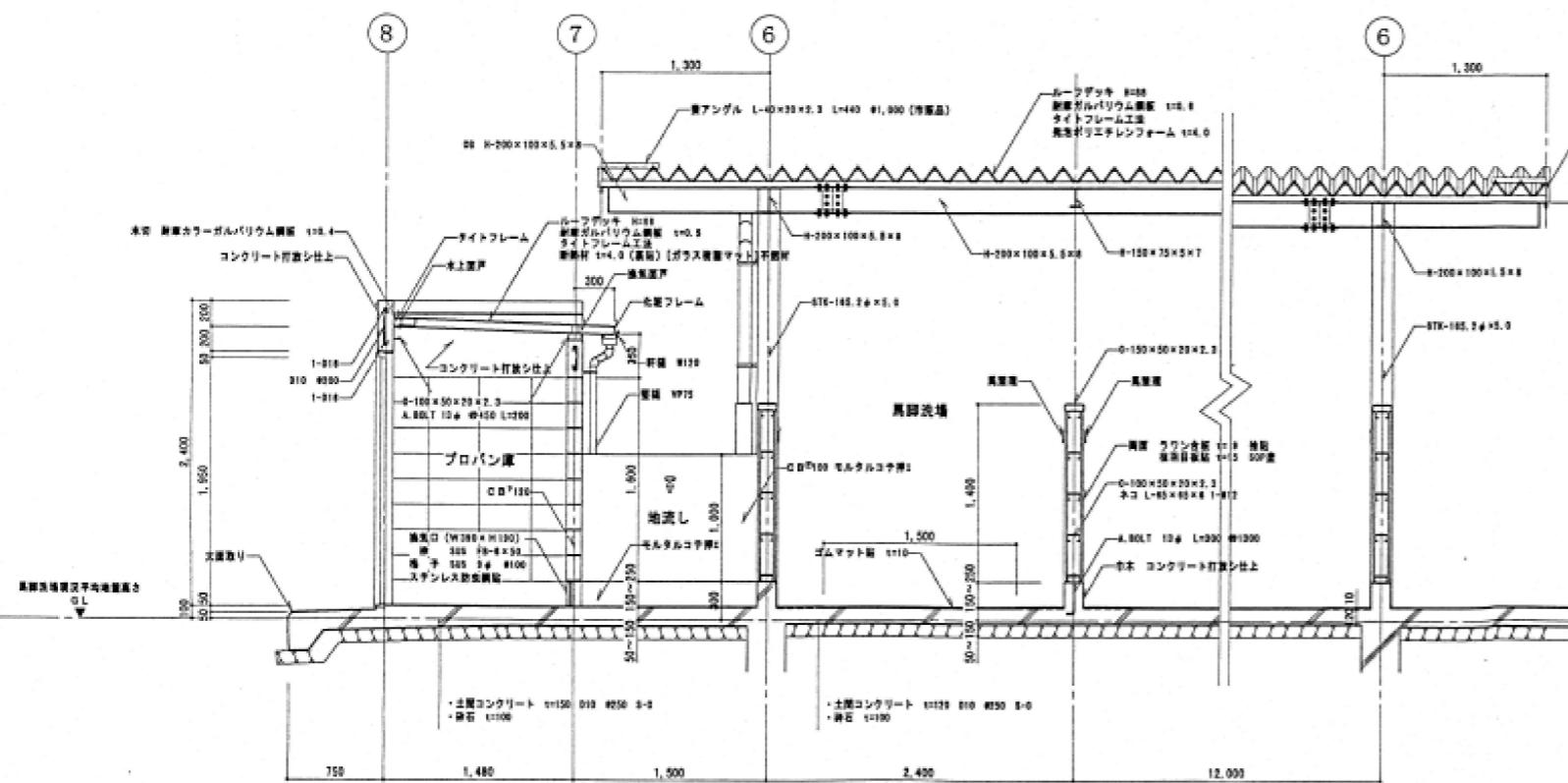


正面・背面立面図 1/100

側面立面図 1/100

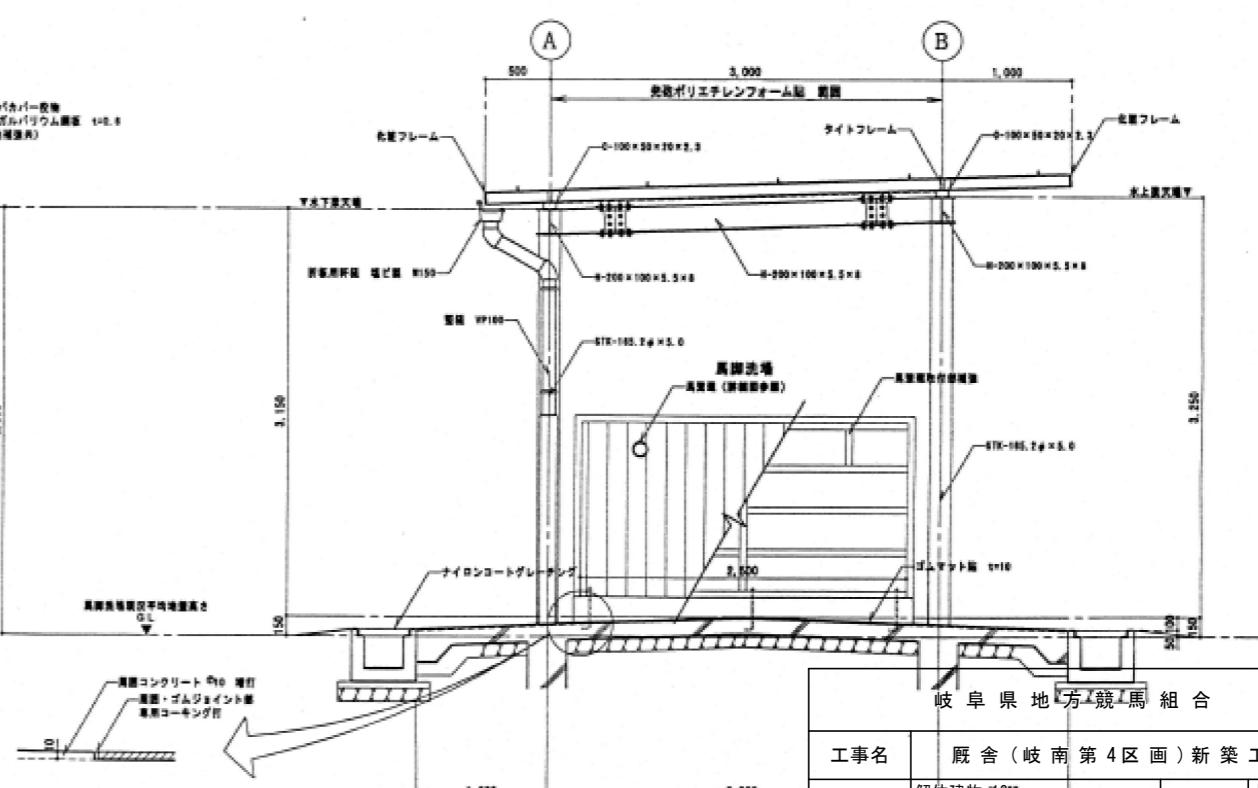


平面詳細図 1/30



断面詳細図 1/30

※構造見取り部分は全て 50P 壁とする。  
※壁の厚さ 1 号とする。



部分詳細図 1/5

工事名	厩舎(岐南第4区画)新築工事	
種別	解体建物 1/200 馬洗棟 平面・立面図	図面番号 K06 / K06
縮尺	1/200, 1/60	作成年月 令和7年12月

Ai 設計室 有限会社

大臣登録244782号 杉山 雅章 印